

いのちと健康 ニュース NO. 10

1992. 2. 15

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL.FAX 052-322-0406

第3回人間らしく生き働くための

1/18 愛知県集会開催

愛知健康センター、愛労連、あいち職場の健康問題研究会と名古屋過労死弁護団、民医連、愛商連が共同主催して「第3回人間らしく生き働くための愛知県集会」を1月18日、愛知県勤労会館小ホールで開催しました。

労働組合、民主団体、過労死家族の会など20団体・61名が参加し、人間らしさをとりもどすためがんばっている、職場や地域でのさまざまなとりくみを交流しました。

集会では、名古屋中地域センターがとりくんでいる「ノー・残業デー」の報告がされました。毎月第2水曜日は、朝ビラを入れて宣伝とよびかけを行ない、残業はせず早帰りをすすめています。国家公務員の職場では、定時になると「家路」のメロデーが流されるようになりました。

運輸一般労働組合では、集団交渉で労働時間が所定2000時間こえている会社は、50時間以上短縮する。年間休日日数を85日以上にする。（日曜祝祭日は年間65日）1週間所定労働時間は44時間以内とする。年間総労働時間が2500時間を大幅にこえる会社は、上限を2800時間とする36協定を締結する。などと労働時間短縮がとりくまれています。

名南労連では、大同特殊鋼の4名の過労死労災認定闘争を家族と職場の支援する労働者をはげましながらとりくんでいます。署名が現在、団体が154個人が5300名集まっています。

名古屋過労死弁護団からは、「過労死110番」のとりくみが報告されました。名古屋では、相談総件数249件。

愛商連では、全会員19,478名のなかから約10分の1の会員を抽出、1,836名の健康調査を行ないました。回収率は、1,716名（95.95%）でした。調査の結果、健康問題が非常に気がかりになっていながら、医者にもかかれない実態が、浮きぼりにされました。また、店を閉めて病院へ行けば、売上げ減になるので生活できないという実情です。

民医連の高血圧調査会では、降圧剤治療中の50才代男性労働者における脳心事故発症と長時間拘束との関連を約8400人の高血圧患者を登録し、脳心事故発症を集団的、経時的に調べました。長時間労働をするものが心筋梗塞や脳卒中で倒れやすいことを追跡調査から証明することができました。

名高教から、故・林欽司教諭の過労死認定申請が「公務上」と決定されたと喜ばしい報告がされました。

（事務局）

「人間らしく生き、人間らしく働く
ために」のスローガンのもとに

愛労連第6回臨時大会開催

愛知県労働組合総連合は、2/8 第6回臨時大会を名古屋市教育館にて開催し、「92国民春闘方針」を決定しました。

方針では、大幅賃金引き上げのたたかいと、人間らしく生き、人間らしく働くことを実現するため、労働時間短縮のたたかいを決定しました。

具体的な運動として、

- ① 1992年度末までに総労働時間1800時間実現を展望しつつ労働時間の短縮をめざすたたかいをすすめる。
- ② 労働時間短縮を求める「人間回復署名」運動をとりくむ。
- ③ 毎月第2水曜日を愛知の「ノー・残業デー」として宣伝行動を実施する。
- ④ 「労働時間短縮アピール」の発表「労働時間短縮をめざすシンポ」の開催をする。
- ⑤ 「過労死・長時間・超過密労働をなくし、人間らしい生活」の実現をめざす、共同行動組織を結成する。
- ⑥ 組織内学習宣伝を全労連の「時短ビデオ」を使って行なう。
(売値5000円)
- ⑦ 「県内連鎖キャラバン」を3/5 ~ 3/22までのゾーンで行なう。
(愛労連春闘方針より抜粋)

大同特殊鋼の過労死労災認定 愛知労働基準局へ要請書提出

大同特殊鋼過労死労災認定闘争は、大同特殊鋼・星崎工場と知多工場でおきた、過労による在職死亡者のうち4名の家族が、労災認定をもとめて'90年7月に労働基準監督署に労災申請を提出したものです。

愛知健康センター・名南労連・愛労連は、「名古屋南部から在職死亡をなくし健康と家庭を守る連絡会」「大同特殊鋼から在職死亡をなくす会」を支援協力し、労災認定闘争をすすめているものです。

今までに、故M氏と故S氏の医師の意見書は提出しましたが故W氏と故D氏の医師の意見書は、会社側の拒否によって健康診断個人表が入手できず、意見書の提出ができていません。

そのため、2/7愛知労働基準局に故人にかかわる資料の提出を会社側に行政指導するよう要請しました。

なお、故M氏と故S氏については、公正な認定をおこなうよう強く要請をおこないました。

要請には、5団体の代表と愛知健康センターの事務局も参加しました。

(事務局)

健康案内

趣味でストレスを制す

ストレスによって、おきる身体的疾患は、胃かいよう、高血圧症、動脈硬化症、狭心症などの多くの成人病があります。

さらに、自律神経失調症、心身症、うつ病などの精神・神経疾患もあります。

現代をたくましく生き抜くには、ストレスの解消をうまくやれるかどうかがかギです。

労働省のアンケート調査によると、サラリーマンの6割は仕事が終わったあと、赤ちょうちんで酒を飲みながら憂さを晴らし、女性の6割はおしゃべりによってストレスを解消しているそうです。

ホロ酔いのカラオケは結構ですが、飲みすぎて肝臓をこわすなどしては元も子もありません。

人間は生涯仕事一筋で生きられるものではありません。肉体ではなく精神の栄養剤として、何らかの文化的活動をしたいものです。

俳句、川柳、短歌あるいは写真、絵画、旅行などなんでも結構です。

スポーツも効果的。「自分の好きな趣味をもち、それを絶対死守せよ」と精神科医の中沢正夫先生は指摘しています。

(南医療生協「健康の友」より転載)

学 習

時間外労働の規制と

三六協定とは

労働時間について、改定労働基準法第32条では、次のように規定しています。「①使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を越えて、労働させてはならない。②使用者は、1週間の各日については、労働者に休憩時間を除き1日について8時間を越えて、労働させてはならない。」

ただし、週40時間労働制については、制令により当面46時間、1991年4月から44時間と段階的に短縮する、とされています。

1週間と1日の法定労働時間は、この労基法第32条が基本であり、使用者は、労働者に法律で定められた条件を満たす場合以外は、この法定時間を越えて労働させてはならないのです。

しかも、この第32条に違反した場合は、労基法第119条により「6ヶ月以下の懲役または、10万円以下の罰金に処する」との刑罰が課せられます。

使用者が、労働者に、時間外勤務をさせても罰せられないためには、次に述べる労基法に基づいて条件を満たさなければなりません。

三六協定

労働基準法第36条は「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその

一定期間	目安時間	四週間を超え二週間以内の進を単位とする期間とした時間
一週間	一五時間	
二週間	二八時間	
三週間	三九時間	
四週間	四八時間	
四週間を超え二週間以内の進を単位とする期間	四八時間に四週間を一週超えることに一時間を加算した時間	
一か月	五〇時間	
二か月	九五時間	
三か月	一四〇時間	
一年間	四五〇時間	